

# 定 款

一般社団法人さつまいもアンバサダー協会

令和元年 8 月 9 日 作成

# 定 款

## 第 1 章 総 則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人さつまいもアンバサダー協会と称し、英文ではSweet Potato Ambassador Association と表示する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都足立区に置く。

(目的)

第3条 当法人は、サツマイモに関する消費者への正しい知識の提供、サツマイモ産業の振興、サツマイモの普及を目的とし、その目的に資するために次の事業を行う。

- 1 サツマイモに関する資格認定事業
- 2 サツマイモに関する普及啓発事業
- 3 サツマイモに関する教材作成及び販売事業
- 4 アンバサダー育成及び会員の資質向上のため講習会、研修会等の開催に関する事業
- 5 サツマイモに関する飲食店、小売、通信販売事業
- 6 上記各号に附帯関連する一切の事業

(公告の方法)

第4条 当法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

(機関の設置)

第5条 当法人は、理事会及び監事を置かない。

## 第 2 章 会 員

(構成)

第6条 当法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

- (1) 正会員 当法人の目的に賛同して入会し、協会の発展およびサツマイモの普及に寄与する個人又は団体
- (2) 賛助会員 当法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体
- (3) 認定会員 当法人の目的に賛同して入会し、当法人が定める認定基準を

満たした個人

(入会)

第7条 当法人の会員として入会しようとする者は、別に定めるところにより申込みをし、代表理事の承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第8条 当法人の会員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、会員としての資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 会員が死亡、解散又は破産したとき。
- (3) 成年被後見人又は被保佐人となったとき。
- (4) 総正会員が同意したとき。
- (5) 除名されたとき。
- (6) 継続して1年以上会費を滞納したとき。

2 当法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費、その他拠出金品等は、これを返還しない。

(退会)

第10条 会員は、いつでも退会することができる。ただし、やむを得ない事由がある場合を除き、1か月以上前に当法人に対して予告するものとする。

(除名)

第11条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときには、社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

### 第3章 社員総会

(構成)

第12条 社員総会は、全ての正会員をもって構成する。

(権限)

第13条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事の選任又は解任
- (3) 理事の報酬等の額又はその基準の決定
- (4) 各事業年度の決算報告の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他当法人に関する一切の事項

(開催)

第14条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は必要に応じて開催する。

(招集)

第15条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事の過半数の決定に基づき代表理事がこれを招集する。代表理事に事故又は支障があるときは、あらかじめ理事の過半数をもって定めた順序により、他の理事がこれを招集する。

- 2 社員総会を招集するには、会日の1週間前までに、書面投票又は電子投票を認める場合は会日の2週間前までに、各正会員に対して招集通知を発するものとする。ただし、正会員の全員の同意があるときは、書面投票又は電子投票を認める場合を除き、招集手続を経ずに社員総会を開催することができる。
- 3 前項の招集通知は、書面投票又は電子投票を認める場合を除き、書面であることを要しない。

(招集の請求)

第16条 総正会員の議決権の10分の1以上を有する正会員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第17条 社員総会の議長は代表理事がこれに当たる。

- 2 代表理事に事故又は支障がある場合には、あらかじめ定めた順序により、他の理事がこれに当たる。
- 3 理事全員に事故又は支障がある場合には、当該社員総会において正会員の中から選出する。

(議決権)

第18条 正会員は、社員総会において、各1個の議決権を有する。

(代理)

第19条 社員総会に出席できない正会員は、他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合においては、当該正会員は、社員総会ごとに委任状を当法人に提出しなければならない。

(決議)

第20条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、特別決議として、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 定款の変更
- (3) 解散
- (4) その他法令で定められた事項

(議事録)

第21条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、社員総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

## 第4章 役員

(役員の設定)

第22条 当法人に、理事を3名以上置く。

2 理事のうちから、代表理事1名を定める。

(役員を選任)

第23条 理事は、社員総会の決議によって選任する。

2 代表理事は、理事の互選によって定める。

3 理事のうち、理事のいずれかの1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。

(理事の職務及び権限)

第24条 理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、その業務を執行する。

2 代表理事は、当法人を代表し、その業務を統括する。

(役員任期)

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会終結の時までとする。

2 増員により又は補欠として選任された理事の任期は、他の在任理事又は前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事は、第22条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事としての権利義務を有する。

(解任)

第26条 理事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬)

第27条 理事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議をもって定める。

## 第5章 基金

(基金を引き受ける者の募集)

第28条 当法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

(基金の拠出者の権利)

第29条 拠出された基金は、基金拠出者と合意した期日まで返還しない。

(基金の返還の手続き)

第30条 基金の拠出者に対する返還は、定時社員総会が決定したところに従って行う。第

## 6章 計算

(事業年度)

第31条 当法人の事業年度は、毎年8月1日から翌年7月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第32条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。

3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第33条 当法人の事業報告及び決算報告については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第2号及び第3号の書類については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告及びその附属明細書

(2) 貸借対照表及びその附属明細書

(3) 損益計算書(正味財産増減計算書)及びその附属明細書

2 前項の規定により報告され、又は承認を受けた書類のほか、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金の分配の禁止)

第34条 当法人は、剰余金の分配を行うことができない。

## 第7章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第35条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第36条 当法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第37条 当法人が清算をする場合において有する残余財産の帰属は、社員総会の決議を経て、国又は地方公共団体に贈与する。

## 第8章 委員会

(委員会)

第38条 当法人の事業を推進するために必要あるときは、代表理事は、社員総会の決議により、委員会を設置することができる。

2 委員会の委員は、代表理事が社員総会の決議により選任する。

3 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、代表理事が社員総会の決議により別に定める。

## 第9章 附則

(最初の事業年度)

第 39 条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和 2 年 7 月 31 日までとする。

(設立時役員)

第 40 条 当法人の設立時役員は、次のとおりである。

設立時理事 橋本亜友樹

設立時理事 天谷啓介

設立時理事 奥野靖子

設立時理事 杉山彰啓

設立時代表理事 橋本亜友樹

(法令の準拠)

第 41 条 本定款に定めのない事項は、全て一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及びその他の法令に従う。

以上、一般社団法人さつまいもアンバサダー協会を設立するため、設立時社員橋本亜友樹及び設立時社員天谷啓介外 2 名の定款作成代理人である行政書士和田善行は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名をする。

令和元年 8 月 9 日

設立時社員 橋本亜友樹

設立時社員 天谷啓介

設立時社員 奥野靖子

設立時社員 杉山彰啓

定款作成代理人 和田善行